

函館市企業局広告取扱に関する規程

昭和42年11月1日

交通局規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、函館市企業局（以下「局」という。）が所有または使用する施設および物件（以下「施設」と総称する。）のうち、軌道事業の用に供されるものにおいて掲出または放送（以下「掲出等」という。）を行う広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲出等を行う施設)

第2条 広告の掲出等を行う施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電車車両
- (2) 電柱その他の構築物
- (3) その他の施設

(広告の種別)

第3条 広告の種別は、局が直接取り扱う広告（以下「直営広告」という。）ならびに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定により定めた資格の審査を受け、函館市競争入札参加資格者名簿に登録された者であつて、函館市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の承認を得て局の広告を取り扱う者（以下「請負者」という。）が取り扱う広告（以下「請負広告」という。）の二つとし、別表第1および別表第2のとおりとする。

(掲出等の申込み)

第4条 広告の掲出等を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、

掲出等の開始日の5営業日前までに管理者に所定の申込書および広告の見本を提出し、承認を受けなければならない。ただし、管理者が承認した広告の掲出等の期間（以下「掲出期間」という。）が満了する日の翌日以後引き続き当該広告の掲出等を希望する場合において、管理者が認めるときは、当該引き続き広告に係る広告申込者は、当該引き続き広告の掲出等に係る所定の申込書の提出を要しないものとする。

（承認しない広告）

第5条 次の各号に掲げる広告はこれを承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良の風俗に反するもの。
- (2) 誇大俗悪なもの。
- (3) 美徳を害し、かつ、公衆に不快な念を与えるもの。
- (4) その他、不相当と認めるもの。

（業務の委託）

第6条 広告申込者は、管理者が必要と認めた場合は、直営広告に係る申込等の業務一切を広告業者等に委託することができる。

（掲出等ならびに撤去および消去）

第7条 広告物の掲出等ならびに撤去および消去は、局が行う。ただし、管理者が必要と認めるものについては、この限りではない。

（広告料金）

第8条 直営広告の料金の額は、別表第1の箇所、規格および最低掲出期間の欄に掲げる区分に応じ、同表の単位および金額の欄に掲げる単位および金額により算出した額とする。ただし、同表に掲げるその他の施設および規格以外の直営広告の料金は、そのつど管理者が定める。

2 請負広告の料金は、そのつど管理者が定める。

（広告料金の減額）

第9条 管理者は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めた場合は、広告料金の全部または一部を減額することができる。

(維持管理および損害賠償)

第10条 広告物の維持管理のため費用を要するものは、広告申込者が負担するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、局は損害賠償の責を負わない。

(1) 監督官庁の命令指示により広告物を掲出する施設の位置が変更され、または使用が不可能となり、広告物の掲出数が増減したとき。

(2) 災害または事故のため、広告の掲出等ができないとき。

(料金の還付)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、既納の料金の全部または一部を還付するものとする。

(1) 局の業務上の都合により広告の掲出等をしなかったとき。

(2) 局の業務上の都合により広告の掲出等の承認を取り消したとき。

(3) 広告申込者が掲出等の中止を申し出て、管理者がこれを認めたとき。

(権利譲渡の禁止)

第12条 広告申込者は、承認を受けた権利を他に譲渡することができない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、昭和42年11月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月5日交通局規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月27日交通局規程第32号）

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月22日交通局規程第8号）

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日交通局規程第3号）

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、昭和53年4月1日以後の承認に係る料金について適用し、同日前の承認に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日交通局規程第2号）

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条および第9条の規定は、昭和55年4月1日以後の承認に係る料金について適用し、同日前の承認に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年5月2日交通局規程第7号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日交通局規程第3号）

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、昭和57年4月1日以後の承認に係る料金について適用し、同日前の承認に係る料金については、なお従前の

例による。

附 則（昭和 5 8 年 3 月 2 5 日交通局規程第 2 号）

この規程は，昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 2 年 3 月 2 4 日交通局規程第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は，昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 3 年 4 月 1 日交通局規程第 2 号）

この規程は，公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 2 4 日交通局規程第 1 0 号）

この規程は，平成 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 2 4 日交通局規程第 1 号）

この規程は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 2 4 日交通局規程第 2 号）

- 1 この規程は，平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の附則第 2 項の規定によりなお従前の例によるとされている広告の掲出の承認に係る料金については，当該広告の掲出の承認に係る期間は，なお従前の例による。

附 則（平成 9 年 3 月 2 5 日交通局規程第 2 号）

この規程は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日交通局規程第 2 号）

この規程は，公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日企業局規程第 4 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日企業局規程第 8 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日企業局規程第 3 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日企業局規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に掲出の承認を受けており、かつ、令和 4 年 3 月 31 日までに再度掲出の承認を受けた広告の料金の割引については、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 15 日企業局規程第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の前日に掲出等の承認を受けた広告の料金および最低掲出期間については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 10 月 31 日企業局規程第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の前日に掲出等の承認を受けた広告の料金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条，第8条関係）

種別	箇所	規格	最低掲出期間	単位	金額
直営 広告	1 電車中つり	364mm × 515mm	7日間	1日1両 2枚	180円
	2 電車窓つり	364mm × 515mm	7日間	1日1両 1枚	110円
	3 電車額面	364mm × 515mm	7日間	1日1両 1枚	52円
	4 電車窓ステッ カー（内窓）	150mm × 450mm	1月間	1日1両 1枚	30円
	5 カラー電車		6月間	1月1両	132,000 円
	6 電車液晶カラ ーディスプレイ	19インチ ワイド	1月間	1月15両 1箇所 1口15秒 最大5口	22,000円
	7 外側板	500mm × 2,900mm	1日間	1日1両 1箇所	2,384円
		600mm × 1,200mm	1日間	1日1両 1箇所	1,192円
	8 電車バナー	1,000mm × 1,000mm	1月間	1月1両 1箇所	38,500円
	9 運転台背面額	364mm × 515mm	7日間	1日1両 1枚	120円
10 その他の施設					

別表第2（第3条関係）

種別	箇所
請負 広告	1 電車線路架設用電柱
	2 電車車内放送
	3 電車停留場
	4 電車窓ステッカー（両面）
	5 その他の施設